

寄せられたご意見と回答(令和6年11月受付分)

令和6年11月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 外国人による羽田での駐車場の賃貸困難について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□日本の運転免許を取得したが、日本で車を購入するには自宅付近で駐車場を借りる必要があることを知り、近隣の駐車場賃貸会社に連絡を取った。しかし、複数の会社から「外国人には駐車場を貸さない」との回答があり、困惑している。日本の法律には外国人への駐車場賃貸を禁止する規定はないと理解しているが、このような状況にどう対処すべきかご相談したい。</p> <p>■大田区では、日本人と外国人の住民が地域でお互いを理解し、みんなが安心して楽しく生活することができるよう、多文化共生推進の取り組みを進めている。</p> <p>「おおた国際交流センター」では、外国人の方が日常生活で困ったことや、わからないことを、予約は不要で気軽に相談できる「多言語相談窓口」がある。今回のようなケースも無料で相談ができるのでご案内する。</p> <p>【多言語相談窓口（たげんごそうだんまどくち）】 相談内容：日常生活に関する問題 電話：6424-4924 言語：英語・中国語・タガログ語・ネパール語・ベトナム語など 日時：月・火・水・木・金曜日 午前10時～午後5時まで 場所：おおた国際交流センター（大田区蒲田4-16-82階）</p>	国際都市・多文化共生推進課 電話 03-5744-1227

2 定額減税調整給付金の扱いについて

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□定額減税調整給付金の手続きの知らせを見落とししており、申請が必要と気付いたときには期限を過ぎていた。</p> <p>急いでコールセンターに問い合わせたものの締切を過ぎているのでどうしようもないとのことで、国税庁に問い合わせたところ、自治体に任せていて裁量は自治体にあるので、自治体に問い合わせしてほしいとのこと。来年、不足額の給付の対象にしてもらえるのか確認したが、それも自治体によるとのことだった。ぜひ不足額給付の対象に今回申請していない人たちを対象に加えることを検討いただきたい。</p> <p>■定額減税補足給付金について、国の取り扱いに基づき、各自治体で事務を進めており、国が設定する支払い期限までの事務処理の期間を鑑み大田区では10月31日（木）とさせていただいた。</p> <p>また、来年度に予定されている不足額給付の詳細についても、同様に国の取り扱いに基づき、事務を進めていくことを想定しているが、現段階で、詳細な取扱いは示されていない。今後、事務の内容が決まり次第、改めて区ホームページ等でご案内する予定。</p>	<p>課税課 調整給付担当 電話 03-5744-1196</p>